

青森県と東日本高速道路株式会社との包括的連携協定書

青森県（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括的連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携して双方の資源を有効に活用し、地域の活性化及び県民サービスの向上を図るとともに、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアにおける質の高いサービスの提供等を通じて、利用者の利便の向上、利用の拡大を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努め、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）観光の振興に関すること
- （2）県産食材の消費拡大及び県産商品の販売に関すること
- （3）防災・災害対策等に関すること
- （4）技術連携に関すること
- （5）環境保全に関すること
- （6）その他地域の活性化に関すること

2 甲と乙は、前項において取組を進めることで合意をした案件について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成27年3月24日から平成28年3月31日までとする。ただし、この有効期間に関わらず、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときには、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月24日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事

三村申吾



乙 東京都千代田区霞ヶ関三丁目3番2号
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長

廣瀬博

